点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		女性の職業生活に	こおける活躍の推	進に関する法律第	£ 24		
		条に定める協議会の事務に従事する者又は協議会の事 府省名 内閣府					
		務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設					
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	口その作	也
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律					
規制の区分		■新設等 □緩和 □					止
点検項目		評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり □説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	*
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	*
分析	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
⑤ 便益の分析		□金銭価値化	金銭価値化 □定量化 ■定性的記述			□分析なし	
6	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析 ■	■定性的な分析	□分析なし	*
代替案	⑦ 代替案の 設定	□設定あり □想定される代替案なし ■設定なし					*
	8 代替案との 比較	□費用・便益でり	比較 □費用~	で比較 □便盆	全で比較	■比較なし	
⑨ レビューを行う時期又は条件		■設定あり	り□設定なし				
[課題の説明】						

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪遵守費用に係る補足説明≫

本法に基づく協議会自体が全く新しい制度であるため、秘密保持義務の有無に関わらず、当該協議会を新たに組織する際に情報管理のための体制を整えることは、個人又は個別の事業主を特定し得る情報や事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報を取り扱う業務を行うに当たっての前提であることが想定されることから、当該協議会の構成員として想定される者に対し秘密保持義務を課すことによる新たな費用が発生したとしても限定的であることが考えられる。

≪行政費用に係る補足説明≫

本法に基づく協議会自体が全く新しい制度であることから、本制度全体の周知、徹底を実施することが 想定され、仮に秘密保持義務に係る費用のみを抜き出したとしても要する費用が限定的であることが考え られる。

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

本件規制による秘密保持義務を課し、協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報を保護することにより、当該情報の悪用や風評被害の発生を防ぐとともに、協議会に対する国民の信頼性が確保されることで、女性の職業生活における活躍の推進に関する諸活動の成果を上げることができる。

一方で発生する費用は上述のとおり、限定的に発生するもののみであることから、当該規制による秘密 保持義務を課すことによる便益は当該規制がもたらす費用を上回るものと考える。

≪代替案の設定に係る補足説明≫

本評価書に記載している、秘密保持義務を課さない場合の状況についての分析及び採用することができないとした、協議会に構成員を他の法令において秘密保持義務が課せられている者に限定する代替案については、本件規制以外に協議会の目的を達成することが出来る代替案が想定されなかったことから、参考情報として記載した。